障地第３１９７号

令和２年３月１７日

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会 会長様

大阪府福祉部障がい福祉室地域生活支援課長

医療的ケアを必要とする児童のご家庭への手指消毒用エタノールジェル及び容器の送付について

　日頃から、大阪府障がい福祉行政の推進にご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

　さて、標記について、別添のとおり、令和２年３月１３日付事務連絡により厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より通知がございました。

　これによると、大阪府に到着するジェル及び容器の数が非常に限られているため、取り急ぎ、大阪府内においては、府保健所・政令中核市の母子保健担当課等が把握している医療的ケア児のうち、人工呼吸器を装着している児童及び気管切開をしている児童のいるご家庭※に優先的に配布する予定です。

　府保健所管轄のご家庭に対しては直接配布を検討していますが、市によっては、訪問看護ステーション等を通じて配布する場合もありますので、その際は何卒ご協力くださいますようお願いいたします。

※人工呼吸器の装着や気管切開をしている児童で保健所等につながっていない児童を把握されていましたら、管轄の保健所等にご相談ください。

【担当】

大阪府福祉部障がい福祉室

地域生活支援課地域サービス支援グループ担当：廣川、澤田

ＴＥＬ：０６－６９４４－６６５２

ＦＡＸ：０６－６９４４－２２３７

メール：SawadaYu@mbox.pref.osaka.lg.jp